

消費生活
緊急情報

第24号

平成21年10月6日

「電気配線を点検します」
という業者にはご用心！

突然、「電気の点検に来た」という業者が訪ねてきて屋根裏を点検したあと、焦げた電線を見せられ、配線を全部交換する必要があると言われて高額な代金を支払ったが、工事は行われず連絡も取れないという相談が寄せられています。

本当に電線が焦げていたかは疑わしく、また契約書等も交付されていないなど問題の多い手口と思われます。

屋根瓦や床下を点検するといって高額な契約をせまる業者もありますので、注意が必要です。

おかしいなと思ったら、契約する前に最寄りの消費生活センターに相談しましょう。



相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029 - 225 - 6445

(月～金、9時～17時)